

台湾研修旅行にて

高い貧困率など社会格差・矛盾が広がる今日、法律事務所が担うべき役割は一層大きいものであると感じています。
事務局長 長坂

新しいメンバーで迎えた2010年が、名実ともに充実した事務所となるよう今年も頑張ります。
青木



今年もよろしくお願ひします。今後も、より迅速な処理を目指します。
佐藤

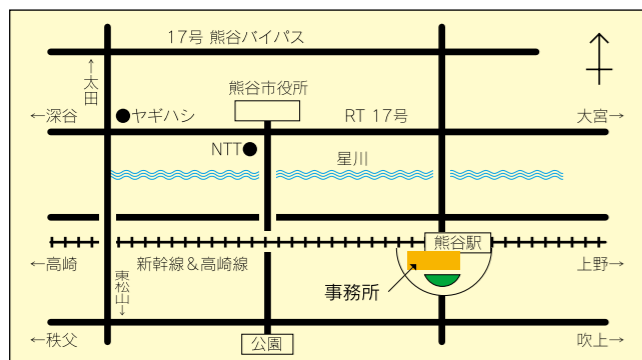
多くの方のお力になれるよう、日々努めてまいります。今年も宜しくお願ひ致します。
岩崎

1つ1つ丁寧な対応を心がけ、業務に携わっていきたくと思っています。宜しくお願い致します。
塚越

当事務所の職員となって早10ヶ月。お客様に安心をお届けできるよう、丁寧な対応を心がけていきます。
藤尾



周辺地図



ビルの外観写真



業務案内

業務時間

祝日を除く月～金曜日 午前9時～午後6時

法律相談

法律問題が発生しそうな場合、まず法律相談を行います。

弁護士が相談者から事情を伺い、法律上のアドバイスをして、問題解決の方向を示します。1回30分5000円の相談料を申し受けます。なお、債務整理の相談は無料です。
お電話にてご予約をお願いします。

相談の予約

午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話下さい。

事件の依頼

弁護士が代理人として、裁判を行います。

弁護士の費用は、事件を始める際の「着手金」、印紙代等の事件処理にかかる「実費」、事件解決の際の成功度合いに応じた「成功報酬」に区分されます。当事務所では、旧・日弁連の定めた報酬基準に準拠した報酬基準を採用しています。また、債務整理事件(自己破産・個人再生・任意整理)については、費用の分割払いもお受けしています。

法律扶助

当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度(法律扶助制度)の利用も可能です。

新年の通常業務は 1月6日(水曜日)から行います。

けやき総合法律事務所

ニュース

弁護士法人 けやき総合法律事務所
〒360-0036
埼玉県熊谷市桜木町一丁目1番1号
秩父鉄道熊谷ビル4階
TEL 048-527-6200
FAX 048-527-6210
<http://www.5b.biglobe.ne.jp/~keyaki/>



初冬の立山 (撮影/南雲芳夫)
昨年5月に山スキーで立山に登り雄山山頂から山崎カールに滑り込んだ。11月にも再訪し天候に恵まれ真砂岳から山スキーで滑降した。写真は、11月の室堂平と大日岳

新年 明けまして おめでとうございます

昨年は、広く世界に目を向けると、米国でオバマ大統領が登場しました。人種による隔離撤廃を目指した公民権運動から50年余で、黒人系大統領の登場に時代の進歩を感じます。

わが国においても、国民は、総選挙の結果を通じて、自民党政治を終焉させる意思を表示しました。当事務所で、長年取り組んできた八ツ場ダムの中止の問題は、マニフェストにも明確な態度が示されており、新政権に期待するところも大です。しかし、沖縄の米軍基地の移転問題に象徴されるように、日本が真に主権を回復して国のかたちを決定するには幾多の課題が残りますし、経済問題においても、不安定雇用や貧困の克服の問題にどこまで切り込めるのかは、注視したいと思います。

司法の分野では、裁判員制度が始まるという大きな変化がありましたが、今後、大幅な制度の見直しは避けがたいと思われまます。また、昨年は、経済的な理由で弁護士を依頼することが困難な方に対する法律扶助制度の利用が急増し予算不足に陥り、補正予算で追加される事態となりました。このことは、近年の弁護士人口の増加が、市民の法的サービスへのアクセスの改善に貢献していることを示しています。

こうした中、わが事務所も、昨年からは弁護士3名、事務局6名態勢となり、従来以上に法律相談などに対応することができるようになりました。今後も、間口を広く開いて、より一層、市民に身近な事務所となることを目指して精進を続けていきたいと考えております。

本年も、昨年につきましてのご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

2010年正月

弁護士 南雲 芳夫
弁護士 笠原 徳之
弁護士 白石 加代子



安心を提供するために

去年の1月に、けやき総合法律事務所に弁護士として勤務し始め、早いもので一年が過ぎました。まだまだ失敗や後悔することは多いですが、裁判所に出廷するだけで緊張していたはじめの頃が懐かしいものです。

この一年間、債務整理、家事事件、医療過誤訴訟、労働事件、交通事故関連、刑事事件と、様々な事件を担当させて頂きました。

女性弁護士ということで、最近、女性の弁護士にお願いしたいという女性からの指名が増えています。女性弁護士を指名する理由を聞くと、「女性の方が言いやすい。」「男性には自分の気持ちを分かってもらえないと思う。」など、女性弁護士＝話しやすい対象であると考えられているようです。

確かに、女性の弁護士を指名する場合、その相談の多くは離婚事件やDV事件など、男性を相手方とするものです。これまで、夫に虐げられたり、暴力を振るわれるなど、男性から傷つけられた女性たちが、先の見えない不安にかられながらも、これまでの環境から脱して、育児も、家事も、仕事もすべて自分でやっているという強い覚悟を決めて、相談にやって来るのです。

私が、依頼者の方の不安をできるだけ取り除けるよう、親身に、丁寧に相談に乗ろうと心がけるようになったのは、こうした離婚事件がきっかけでした。

離婚事件だけではなく、依頼者の方々はみなさん不安を持って相談に来られていると思います。全ての依頼者の方の不安を取り除けるよう、一つ一つ丁寧に話を聞き、事件に取り組むつもりでおります。

今年も宜しくお願い申し上げます。

弁護士 白石 加代子

共に歩む弁護士を目指して

一般の民事事件や刑事事件のみならず少年審判や労働審判、法人の破産管財事件など、この一年間、実に様々な事件に取り組んできました。複数の弁護士が参加するいわゆる弁護団事件も、派遣切り事件2件、違憲確認訴訟1件、国家賠償請求訴訟1件の合計4件に参加しています。これら事件には当然ながら同じ内容の事件は一件もなく、事件毎に異なった処理とスキルが要求されます。また弁護士それぞれの事件に対するアプローチの仕方も異なります。弁護団事件に参加すると、他の弁護士による事件の見立てや問題意識の違い、事件への取り組み方の違いがよく分かり大変参考になります。

依頼者の方に勇気づけられることも決して少なくありません。例えば、障害者自立支援法違憲確認訴訟の事件では、一日施設体験をさせていただき、ほんの一端でしかないのですが、障がい者の方々(施設や関係者のみなさんは「仲間」と呼んでいますので、以下「仲間」といいます。)の日々の生活を体験することが出来ました。仲間の生活を支える家族や施設職員の思いを肌で体験し、一層この訴訟に負けられないという気持ちにさせていただきました。

国家賠償請求訴訟でも同じです。この事件は、検察官の違法な取調べに対し、国に賠償を求めるものです。検察官による卑劣な取調べによって深く心が傷つけられた無実のご夫婦のお話を伺うと、国家機関の前では個人の力がいかに無力かを知らされるとともに、その個人を守るためであれば、国であろうが誰であろうが立ち向かっていこうという強い思いに駆られます。おそらくこの件は最高裁まで争う事件になると思いますが、ご夫婦にお話ししていただいた無念な気持ちを考えれば、絶対に勝つという強い気持ちが湧いてきます。

我々弁護士は、依頼者様から依頼を受けて活動します。共に悩み、共に怒り、共に泣き、共に笑う弁護士でありたい。依頼者様と「共に歩む」弁護士でいよう。新しい年を迎えるにあたり、その思いを再び強くしています。

弁護士 笠原 徳之

大気中の微小粒子について環境基準制定される

— 東京大気汚染公害裁判の和解に基づく成果 —



2007年8月、勝利的な和解解決を実現した東京大気汚染公害裁判では、和解の内容として、国との間で、大気中の微小粒子(PM2.5)の環境基準の検討をするなどの公害対策の強化を勝ち取る事ができました。和解成立後、環境省は、内部の専門委員会の検討を経て、中央環境審議会に環境基準の制定について諮問し、その答申を踏まえ、昨年9月9日に、大気中に浮遊する微小粒子、いわゆるPM2.5の環境基準を制定しました。

我が国では、従来、直径10ミクロン以下の大きな粒子の環境基準が定められていました。しかし、国際的には、呼吸器への影響や発ガン性などで、より細かな2.5ミクロン以下の粒子が問題とされており、米国や、WHOも基準を定めていました。

今回、制定された環境基準は米国並みの基準ですが、わが国のPM2.5の汚染はこれを超える深刻な実態にあります。新しい基準の制定に伴い、都道府県や政令指定市などに測定態勢の確立を求めることなど、今後も監視と取り組みが求められています。(南雲)



建設アスベスト訴訟・年内結審に向けて

集団提訴

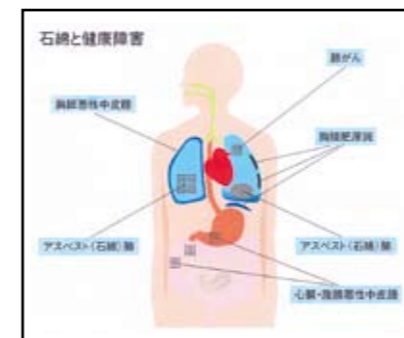
建設アスベスト訴訟は、2008年5月、東京・埼玉・千葉の大工さんなど建設労働者が、アスベスト被害をもたらした国とアスベスト建材製造企業46社を相手に、謝罪と損害賠償を求めて裁判を起こしたものです。その後、横浜地裁への提訴もあり、原告は、遺族を含め総勢221名に上ります。

生きているうちに救済を！

アスベストによる被害は、肺がん・中皮腫や石綿肺という重篤な疾病であることから、提訴時に既に半数近くの原告が亡くなっており、しかも、提訴後約1年の間に21名もの原告が亡くなっています。このような状況を踏まえて、原告としては、2年以内の結審を目指してきました。

昨年3月には建設作業に伴う粉じんばく露の実態を示すビデオの上映による検証、6月～9月には医学者証人の尋問、11月には大工、電気工、保温工の3職種について石綿粉じん暴露が不可避であることについての原告本人尋問が行われました。今後、原告としては、さらに他の職種についての代表立証、国の石綿政策の誤りを明らかにする学者証人の証言、さらに被害の深刻さについての立証を予定しています。こうした中で、被告側の対応にもよりますが、年内の結審も目指している状況に至っています。

2次提訴、泉南国賠訴訟の判決



石綿の使用は現在では禁止されていますが、石綿による被害は、ばく露から長時間経過後に現れます。この間、土建組合の取り組みもあり、毎年、建設職人に限っても、相当数の労災認定がなされています。そうした被害について、今年の2月ころには、第2次の追加提訴も予定しています。

また、国が石綿規制を怠った責任を正面から問う大阪の「泉南石綿国家賠償訴訟」も昨年11月に結審し、今年5月19日には判決が予定されています。

早期全面解決に向けて、署名等のご支援をお願いいたします。(南雲)